

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和4年11月14日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200056号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年8月21日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社での被保険者資格の喪失年月日は平成6年8月21日となっているが、同社には同年8月31日まで在籍していたので、当該喪失年月日は同年9月1日となるはずである。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間頃にA社における厚生年金保険被保険者記録がある者のうち23人に照会(以下「同僚照会」という。)を行ったところ、回答のあった12人のうち1人は、請求者が平成6年8月31日まで同社に勤務していた旨陳述している。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、既に解散しており、同社の請求期間当時の事業主は、資料がなく請求期間当時の状況は不明である旨回答及び陳述している上、同社の解散時の事業主(代表清算人)に照会したものの回答が得られず、これらの者から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成6年8月20日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合しているところ、同僚照会において、A社で給与計算事務に関与したと陳述した者は、給与の締め日を退職日と希望する者が多かった旨、退職日が同年8月20日である場合、給与から同年8月分の厚生年金保険料を控除することはないと思う旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200045号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200085号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年8月1日から令和元年11月1日までの期間の標準報酬月額を別表の1のとおり訂正することが必要である。
平成24年8月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成24年8月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を別表の2のとおり訂正することが必要である。
平成24年9月から平成25年8月までの期間及び平成29年9月から令和元年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成24年8月1日から令和元年11月1日まで
請求期間については、標準報酬月額が実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳(以下「明細書等」という。)並びに同社の回答から判断すると、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおり訂正することが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、明細書等により確認できる報酬月額に見合う額の厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間について、前述の明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書等により確認できる報酬月額から、別表の2のとおり訂正することが妥当である。

ただし、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200045号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200085号

1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成24年8月から平成25年8月まで	24万円	19万円
平成25年9月から平成27年8月まで	28万円	19万円
平成27年9月から平成29年8月まで	26万円	19万円
平成29年9月から令和元年8月まで	28万円	19万円
令和元年9月及び同年10月	30万円	19万円

2【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額
平成24年9月から平成25年8月まで	26万円	24万円
平成29年9月から令和元年8月まで	30万円	28万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200122号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200086号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成12年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成12年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成12年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年8月31日から同年9月1日まで

平成5年3月16日にB社に入社後、グループ会社内で継続して勤務しているが、A社からC社に転籍となった請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

平成12年8月31日までA社に勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年9月1日に訂正し、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求期間後に転籍となったA社の関連会社とされるC社から提出された社員台帳及び異動・配属等履歴簿(以下「人事記録」という。)並びに同社の回答により、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は平成12年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、商業登記の記録によると、同社は平成14年11月7日に解散しており、請求期間において法人として存続していたことが確認できる上、前述の雇用保険の記録及び人事記録により、請求者は当該期間において、A社の従業員として使用されていたと認められることから判断すると、同社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

さらに、前述の人事記録によると、請求者は、平成12年9月1日付けでA社からC社に転籍していることが確認できるところ、A社の請求期間当時の代表取締役及び取締役は、グループ会社内で転籍となる場合において、給与から厚生年金保険料を1か月分だけ控除しないことはないと思う旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成12年7月の標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間当時の事業主は、請求者の当該期間に係る届出状況は不明である旨陳述しているが、当該期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていな

がら、社会保険事務所（当時）に平成 12 年 8 月 31 日付けで適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、請求者に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200092号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2200021号

第1 結論

昭和60年3月から平成3年3月までの請求期間、平成4年4月から平成17年3月までの請求期間、平成21年8月及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年3月から平成3年3月まで
② 平成4年4月から平成17年3月まで
③ 平成21年8月及び同年9月

請求期間①、②及び③について、当時無職であった私の国民年金保険料の全額免除申請を、父が私に代わり行ったと聞いている。

しかし、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料の全額免除期間となっていないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料の免除申請について、父が行ってくれた旨主張し、自身では国民年金保険料の免除申請を行っていない旨及び祖父母が私の国民年金の手続をしてくれていたとも聞いている旨陳述している。

しかし、オンライン記録を見ると、請求者の父は既に亡くなっており、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料免除申請の状況について確認することができない上、請求者の祖父の所在は確認できず、祖母は既に亡くなっており、請求者の国民年金の手続に係る状況についても確認することができない。

また、A市及びB市が作成した請求者に係る国民年金保険料収滞納一覧表、C市及びB市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿を見ると、請求者が請求期間①及び請求期間②のうち一部期間（請求者又は請求者の父がA市又はB市において国民年金保険料の免除申請が可能であった平成7年度までの期間）に国民年金保険料を免除された記録は確認できず、当該各記録の状況は請求者のオンライン記録とそれぞれ一致している。

さらに、オンライン記録を見ると、平成21年8月11日付けの国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更処理が平成25年9月5日に遡って行われていることから、当該処理が行われるまでは国民年金第3号被保険者として記録されており、請求者又は請求者の父が請求期間③に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

加えて、請求期間①は73月及び請求期間②は156月とそれぞれ長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料免除の記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる上、請求期間②のうち平成9年1月から平成17年3月までの期間及び請求期間③は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該各期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該各期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200324号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200087号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月10日の標準賞与額に係る記録を14万1,000円とすることが必要である。

平成29年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年7月10日

請求期間にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成29年分源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成29年7月分賞与に係る支給明細書により、請求者が請求期間において標準賞与額14万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録及びA社から提出された健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成29年*月*日から平成30年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の平成29年分源泉徴収簿兼賃金台帳等から、14万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200325号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年12月15日は12万8,000円、平成28年7月8日は5万円、平成30年7月10日は16万5,000円とすることが必要である。

平成27年12月15日、平成28年7月8日及び平成30年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月15日
② 平成28年7月8日
③ 平成30年7月10日

請求期間①、②及び③にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年分、平成28年分及び平成30年分の源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに平成27年12月分賞与、平成28年7月分賞与及び平成30年7月分賞与に係る支給明細書により、請求者が請求期間①に標準賞与額12万8,000円、請求期間②に標準賞与額5万円、請求期間③に標準賞与額16万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録及びA社から提出された健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間及び平成30年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録及びA社から提出された健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成28年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が

終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の平成 27 年分、平成 28 年分及び平成 30 年分の源泉徴収簿兼賃金台帳等から、請求期間①は 12 万 8,000 円、請求期間②は 5 万円、請求期間③は 16 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200326号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200089号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年12月15日は18万5,000円、平成28年7月8日は10万4,000円とすることが必要である。

平成27年12月15日及び平成28年7月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月15日
② 平成28年7月8日

請求期間①及び②にA社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年分及び平成28年分の源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに平成27年12月分賞与及び平成28年7月分賞与に係る支給明細書により、請求者が請求期間①に標準賞与額18万5,000円、請求期間②に標準賞与額10万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録及びA社から提出された健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者確認通知書により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録及びA社から提出された健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了確認通知書により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成28年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を

徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の平成 27 年分及び平成 28 年分の源泉徴収簿兼貸金台帳等から、請求期間①は 18 万 5,000 円、請求期間②は 10 万 4,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200321号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200090号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年7月10日は12万4,000円、平成26年12月15日は17万4,000円とすることが必要である。

平成24年7月10日及び平成26年12月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年7月10日
② 平成26年12月15日

育児休業等期間中にA社(旧社名は、B社)から支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成24年分及び平成26年分源泉徴収簿兼賃金台帳並びに平成24年7月分賞与及び平成26年12月分賞与に係る支給明細書(控)により、請求者が、請求期間①において標準賞与額12万4,000円、請求期間②において標準賞与額17万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳及び支給明細書(控)から、請求期間①は12万4,000円及び請求期間②は17万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200322号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200091号

第1 結論

請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額に係る記録を9万4,000円とすることが必要である。

平成26年7月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月10日

育児休業等期間中にA社(旧社名は、B社)から支給された請求期間の賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成26年分源泉徴収簿兼賃金台帳及び同年7月分賞与に係る支給明細書(控)により、請求者が、請求期間において標準賞与額9万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳及び支給明細書(控)から9万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200323号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200092号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年7月10日は18万1,000円、同年12月15日は8万1,000円とすることが必要である。

平成26年7月10日及び同年12月15日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月10日
② 平成26年12月15日

産前産後休業及び育児休業等期間中にA社(旧社名は、B社)から支給された請求期間①及び②の賞与について、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成26年分源泉徴収簿兼賃金台帳並びに同年7月分賞与及び同年12月分賞与に係る支給明細書(控)により、請求者が、請求期間①において標準賞与額18万1,000円、請求期間②において標準賞与額8万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行

わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収簿兼貸金台帳及び支給明細書（控）から、請求期間①は18万1,000円及び請求期間②は8万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200213号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2200093号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年12月14日は13万円、平成20年12月12日は12万円、平成21年12月15日は11万4,000円、平成22年8月10日及び同年12月10日は14万円、平成23年12月9日は8万円並びに平成24年8月10日は10万円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日、平成20年12月12日、平成21年12月15日、平成22年8月10日、同年12月10日、平成23年12月9日及び平成24年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月14日、平成20年12月12日、平成21年12月15日、平成22年8月10日、同年12月10日、平成23年12月9日及び平成24年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年12月12日
③ 平成21年12月15日
④ 平成22年8月10日
⑤ 平成22年12月
⑥ 平成23年12月9日
⑦ 平成24年8月10日

年金事務所からA社における賞与記録を確認するようにと連絡があり確認したところ、請求期間①から⑦までの各期間における賞与記録がないことが分かった。

私が保管する預金通帳を提出するので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までの各期間について、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表兼残高表、A社の元同僚の賞与明細書、同社の回答及び陳述から判断すると、請求者は、同社から当該各期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額から、請求期間①は13万円、請求期間②は12万円、請求期間③は

11万4,000円、請求期間④及び⑤は14万円、請求期間⑥は8万円並びに請求期間⑦は10万円とすることが妥当である。

また、請求期間⑤に係る賞与支給日については、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表兼残高表の取引日から、平成22年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年4月27日に請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）及び年金事務所は、請求者の当該各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。